

## 茨城県立水海道第二高等学校の部活動に係る活動方針

### 【部活動の基本的な考え】

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

### 1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

#### (1) 適切な休養日等の設定

- 1日の活動時間（長期休業中を含む）
  - 平日は2時間上限、休業日は4時間上限、週当たり12時間を上限とする。
  - ※休日に練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動した場合、他の休日に休養日を振替える。
  - ※祝日が含まれる週や、平日に大会参加により、1日の上限を超えた場合でも週の上限の範囲内となるよう調整する。
- 休養日
  - 原則週2日（平日1、休日1）とする。
  - ※公式大会前（2週間前）に限り、コンディション調整を目的として、希望生徒がいる場合には、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、休日に連続して活動し休養日を他の平日に振替えることを可とする。
  - ※大会等への参加により休日（土日）に連続して活動した場合は、他の日に休養日を振替える。
  - ※長期休業中にも同様に対応するとともに、1週間以上の連続した休養期間を設定する。
- 朝の活動は原則として行わない。
  - ※朝の活動は大会等の直前かつ、放課後のみの活動では施設等を利用できない場合に限る。活動時間は1日当たりの上限の範囲内とする。
- 部活動の活動停止期間
  - 定期考査実施日の1週間前から考査最終日の前日まで原則として活動停止とする。ただし、定期考査初日から2週間以内に高体連・高文連・高野連・高教研主催の公式な活動がある場合は、考査期間中の練習願いを提出し許可を受けた上で活動してもよい。

#### (2) 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、茨城県高等学校体育連盟、茨城県高等学校野球連盟及び茨城県高等学校文化連盟等県内の文化部活動に関わる組織が定める各学校の部活動が参加する大会等の数の上限の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、活動時間の上限を遵守し適切な休養日を確保できるよう設定する。

## 2 適切な運営のための体制整備

### (1) 望ましい運営体制の構築

- 部活動の企画・運営が生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り、生徒が自ら活動計画を立案し、運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導等を求めるなどの運営体制を構築する。
- 校長は、部活動に係る費用の徴収方法や高体連や関係団体への登録費・大会参加費等への拠出の在り方について全保護者の理解を得るとともに、適切になるよう努める。
- 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等とおし、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全に活動し、生徒および顧問の負担が過度とならないよう必要な支援と指導を行う。

### (2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 教育委員会や各種団体が行う部顧問対象の研修、部活動指導員の募集・研修等に協力する。
- 熱中症事故の防止対策
  - ・活動地域において、気象庁の高温注意情報が発せられた時間帯における屋外の運動を原則として行わない。
  - ・実施が可能と判断し活動する際にも、生徒の健康管理を第一優先に考え、参加生徒の健康観察を実施し、長時間のランニングや激しい運動は避けるとともに、屋内活動においても、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底する。
  - ・万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

### (3) 方針・計画・実績の公表と検証

- 部顧問は、次の計画及び実績を作成し、校長に提出する。

年間の活動計画	平日・休日における活動日・休養日・参加予定大会等
毎月の活動計画	活動日時・場所、休養日、大会参加日時等
毎月の活動実績	

- 校長は、学校方針・年間活動計画、月間活動計画・月間活動実績を学校ホームページへ掲載し公表する。

## 3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

### (1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- 運動が苦手な生徒や障害のある生徒も参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう工夫や配慮をする。

### (2) 地域移行の推進

- 校長及び部顧問は、部活動以外の活動に生徒が参加するにあたっては、生徒が互いの志向が多様であることを認め合えるよう、生徒・保護者に対して理解を促す。
- 学校は、地域クラブ活動やその指導者の資質向上に係る研修等の取組をはじめ、地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体が主催する事業に、可能な範囲で協力する。

## 4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

### (1) 複数顧問制の実施等

- 校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数の精選、複数顧問交代による単独指導の原則を徹底する。

### (2) 休養日の振替への徹底

- 校長および部顧問は、休養日の振替えを徹底する。